



平成18年 8月23日

各 位

会 社 名 ミヤチテクノス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田尻 康  
(コード番号 6885 東証第一部)  
問合せ先 執行役員管理本部長 古越 周  
(TEL.03-5246-6700)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年8月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第35回定時株主総会(平成18年9月27日開催予定)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業目的事項を追加するものであります。  
(変更案第2条第6号)
- (2) 当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更するため、その旨を定めるとともに、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。  
単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第10条)  
インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第16条)  
取締役会の機動性を向上させることを目的とし、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決裁を行うことを可能とするため、取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります。(変更案第29条第2項)  
補欠監査役の予選の効力の期間を定める規定を新設するものであります。(変更案第35条)  
社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第38条第2項)  
その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数および章数の変更等所要の変更を行うものであります。
- (4) なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付けで、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。
  - ・当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
  - ・当社は、株券を発行する旨の定め。
  - ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

#### 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年9月27日(水)

定款変更の効力発生日 平成18年9月27日(水)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	(下線は変更箇所であります) 変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
1. レーザ機器、抵抗溶接機器などの電気機器の設計、製造、販売、輸出入、賃貸および点検・修理	1. ~ 5. (現行どおり)
2. 前号に関連する機械、装置の設計、製造、販売、輸出入、賃貸および点検・修理	
3. 前各号に関連する技術指導業務および技術の販売、部品の開発、製造ならびに販売	
4. 前各号に付随するソフトウェアの開発および販売	
5. 情報処理、情報提供およびサービス (新設)	6. <u>各種事業への投資および有価証券の保有、売買、運用</u>
6. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u> (新設)	7. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u> (機関の設置)
	第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	1. <u>取締役会</u>
	2. <u>監査役</u>
	3. <u>監査役会</u>
	4. <u>会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告の方法)
第 4 条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u>	第 5 条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 <u>当社の発行する株式の総数は、20,000,000 株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第 6 条 <u>当社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とする。</u>
(新設)	(株券の発行)
	第 7 条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>— 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>— <u>当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>— <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成、備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類、<u>株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再交付、单元未満株式の買取り、その他株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その<u>決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>— <u>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 当会社の株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>— <u>取締役社長がさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株券の種類、<u>株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成、備置きその他株式に関する取扱い並びに手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u></p> <p>(株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、<u>毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(第2項削除)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権</u>の過半数をもって行う。</p>
<p>— 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>株主総会における議決権を行使することができる。</u></p> <p>— 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、<u>これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果<u>並びにその他法令に定める事項</u>は、議事録に記載または記録する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第16条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>(選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第17条 当社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第21条 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>— 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(<u>取締役の任期</u>) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 当社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u> — <u>当社は、取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、<u>その決議により当社を代表する取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議により、取締役の中から、会長および社長を定めることができる。</u></p>
<p>(相談役) 第20条 当社は、<u>取締役会の決議により相談役を置くことができる。</u></p>	<p>(相談役) 第24条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬および退職慰労金) 第26条 当社の取締役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(<u>取締役の報酬等</u>) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける<u>財産上の利益は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>
<p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第27条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> — <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第26条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(招集権者および議長) 第21条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u> — <u>取締役社長がさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(<u>取締役会の招集権者および議長</u>) 第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u> 2. <u>取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集通知)  第 22 条 <u>当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとす</u>る。ただし緊急の場合には、これを短縮することができる。  (新設)</p> <p>(決議の方法)  第 23 条 <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。</u>  (新設)</p> <p>(議事録)  第 24 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)  第 25 条 <u>当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</u>  第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)  第 28 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)  第 28 条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、取締役会の会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)  第 29 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>  2. <u>前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)  第 30 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席取締役および出席監査役が記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)  第 31 条 <u>取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</u>  第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)  第 32 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第 29 条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の<u>決議によって選任する。</u></p>	<p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、<u>議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(補欠監査役の選任) 第 30 条 当社は、<u>法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)をあらかじめ選任することができる。</u>補欠者は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> — <u>補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第 31 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> — <u>補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(補欠監査役の予選に係る決議の効力) 第35条 <u>補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(常勤監査役) 第 32 条 当社は、<u>監査役の互選により、常勤の監査役 1 名以上を定めるものとする。</u></p>	<p>(常勤監査役) 第36条 <u>監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>
<p>(報酬および退職慰労金) 第 37 条 <u>当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(監査役の報酬等) 第37条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 33 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 34 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 35 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 36 条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第 1 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>会社法第423条第 1 項</u>の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第39条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第41条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びに<u>その他法令の定める事項</u>については、議事録に記載または記録し、<u>出席監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第42条 監査役会に関する事項については、<u>法令および本定款に定めるもの</u>のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の任期)
	<p>第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	(会計監査人の報酬等)
第 6 章 計算	第44条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u>
(営業年度および決算期)	第 7 章 計算
第 39 条 <u>当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、営業年度末日を決算期とする。</u>	(事業年度)
(利益配当および中間配当)	第45条 <u>当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。</u>
第 40 条 <u>当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u> <u>当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u>	(削除)
(新設)	(期末配当の基準日)
(新設)	第46条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u>
	(中間配当)
(除斥期間)	第47条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として、会社法第454条第5項の規定による中間配当をすることができる。</u>
第 41 条 <u>当社の利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u> <u>未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</u>	(配当財産の除斥期間)
	第48条 <u>配当財産(中間配当を含む。以下同じ。)は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。また、未払の配当財産には利息をつけない。</u>